



共済たより

Contents

- 平成20年度の年金額は据え置きとなりました
- 年金改定証書の発行について
- 年金にかかる所得制限について
- 加給年金について
- ねんきん特別便について
- 漢字の使用について

平成20年度の年金額は据え置きとなりました

共済年金は、国民年金・厚生年金と同様に、物価や賃金の変動によって年金額を改定することとされています。

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」が平成20年3月31日に改正されました。この政令に基づき平成20年4月分から年金額の改定計算（再評価）を行いました。平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%であったことから平成20年度の年金額は据え置きとなりました。

なお、国民年金・厚生年金の年金額も据え置きとなっています。

年金改定証書の発行について

従来、物価スライド等により年金額の改定計算を行った結果、年金額に変更のなかった方についても毎年6月に年金改定証書を同封していましたが、今年度から送付しないことといたしました。

今後は、再評価の場合、年金額に変動があるときのみ年金改定証書を送付いたします。

年金にかかる所得制限について

再雇用嘱託員になったり、民間会社などへ再就職し、厚生年金保険等の年金制度に加入された場合で、給与収入が一定額以上ある場合は、年金額の一部が停止されることになっています。これを「所得停止」といいます。

(1) 停止の対象となる方

昭和12年4月2日以降に生まれた退職（共済）年金または障害（共済）年金の受給権者を対象とし、これの方が再就職により以下の各公的年金等の被保険者等となった場合です。

ア. 厚生年金保険の被保険者

（注）70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤務されても、厚生年金保険の被保険者とはなりません。所得停止の対象になります。

イ. 日本私立学校振興・共済事業団(私学共済)の加入者

(注)70歳以上の方が私学共済の適用事業所に勤務されても、私学共済の長期給付(年金)の加入者とはなりません。所得停止の対象になります。

ウ. 国会議員または地方議会議員

(2) 停止額の計算方法

他の被用者年金制度における基準収入月額相当額と基本月額合計が48万円に達するまでは満額の年金を支給し、これを超える場合は基準収入月額相当額の増加2に対し年金額1を停止することとなります。

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額}) - 48\text{万円}}{2}$$

(月単位で計算します。)

*基準収入月額相当額 = (標準報酬月額) + (賞与・期末手当等) × 1 / 12

なお、標準報酬月額については、被保険者である日の属する月の前月における金額が、各月の年金の停止計算の対象になります。また賞与・期末手当等は、被保険者である日の属する月の前月以前の1年間の総額を12で除した額が、年金の停止計算の対象となります。

*基本月額 = 退職共済年金等の年金額 × 1 / 12

(加給年金額、職域年金相当部分及び65歳以降の経過的加算を除く)

(注)65歳以降の老齢基礎年金は停止の対象となりません。

(3) 停止対象期間

厚生年金保険の被保険者等として就職した日の属する月の翌月から、当該被保険者等として退職した日の属する月まで。

(例)平成20年3月31日に定年退職された方で、平成20年4月に再就職により厚生年金保険に加入された方の場合。

平成20年4月分…停止対象期間にはなりません。

平成20年5月分…平成20年4月の標準報酬月額と、過去1年間(公務員在職時の平成19年5月から1年間)の期末手当等の総額を12で除した額を基に計算されます。

ただし、これらの計算は6月期支給(4・5月分)時点では、社会保険庁等との情報交換ができないことがあります。この場合、5月分で年金の一部支給停止額の発生する方は、8月期支給(6・7月分)時に過払い額を遡及して控除します。

8月期支給分だけで控除しきれない方については、8月に返還の請求をさせていただきます。

加給年金について(ねんきんQ&A)

妻は老齢厚生年金を既に受給しています。私の退職共済年金の支給が、平成20年4月分から始まりました。私が退職共済年金を受け取るようになったら、妻の老齢厚生年金について何か手続が必要になると聞いたのですが…

受給者



共済組合

まず、奥様の老齢厚生年金には「加給年金額^{*}」が加算されていますか？



共済組合

そのとおりです。奥様の老齢厚生年金に加算されている加給年金額について、その加算を停止する手続が必要となる場合があります。



共済組合

あなたの組合員期間が20年以上ある場合です。加給年金額は、その対象者である配偶者が、組合員期間(被保険者期間)の合計が20年以上または20年以上とみなされる^{*} 公的年金の支給を受けると、その加算が停止になります。

^{*}男性は40歳、女性は35歳以降に厚生年金保険に15年間以上加入した場合などが該当します。



共済組合

そうです。手続方法については最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

はい。社会保険事務所で確認しました。たしか、加給年金額って、一定の条件に当てはまる場合に、基本の年金額に特別に加算される部分でしたよね。



それはどんな場合ですか？



では、私は組合員期間が20年以上あるので手続をする必要がありますね。妻の老齢厚生年金についてですので、手続は社会保険事務所ですればいいんですよね？



^{*}この加給年金額の停止条件は、厚生年金だけではなく、配偶者が共済年金を受給している場合も同じです。共済年金については、該当する共済組合にお問い合わせください。

* 加給年金額とは *

加給年金額は、20年以上の組合員期間を有する退職共済年金または2級以上の障害共済年金の受給者に、受給権発生当時(昭和16年4月2日以後に生まれた退職共済年金の受給者の場合には定額部分の支給開始時)に生計同一であった配偶者等がいる場合に加算される金額です。退職年金、通算退職年金、障害年金等いわゆる旧法の年金には加算はありません。

ねんきん特別便について

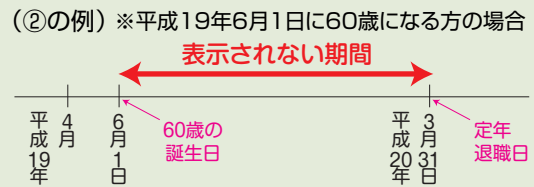
当共済組合から、4月に「共済組合のねんきん特別便」を送付しました。これには公務員の共済組合期間が記載されています。

社会保険庁からも国民年金・厚生年金等の加入記録を確認していただく「ねんきん特別便」が送付されていますが、社会保険庁からの「ねんきん特別便」では、公務員共済組合員期間が表示されていなかったり、正しく表示されていない場合があります。

公務員期間については当共済組合からの「共済組合のねんきん特別便」でご確認いただきますようお願いいたします。

社会保険庁の「ねんきん特別便」で正しく表示されていない例

- ① 昭和36年4月以前の共済組合員期間がある方について、その期間が表示されていない。
- ② 公務員として定年退職日（60歳を超えて翌年3月末日まで勤務）までお勤めされた方について、60歳になられた月までの期間しか表示されていない。



漢字の使用について

年金証書等の漢字氏名については、戸籍上の漢字を使用するのが本来の形であると思われれます。しかし、現在共済組合で使用しているコンピューターは、すべての漢字に対応できるようになっておりません。

戸籍上の漢字がコンピューターで対応できない場合には、対応できる漢字等に置き換えて登録をさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、一部の地名についても同様に漢字の置き換えを行っております。

置き換えた場合の主な事例

高 → 高 栞 → 桑 静 → 静
崎 → 崎 塚 → 塚 瀬 → 瀬
邊、邊 以外 → 辺 その他変更の
できないもの → カタカナ

この「共済たより」を家族の方にもお見せいただければ幸いです。

発行 名古屋市職員共済組合
事務局長 和田 彰 夫

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話(052)962-1485・972-2159 FAX(052)961-2504
HPアドレス(年金) www.nagoyashi-kyosai.com/nenkin/

この共済たよりは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。